男女平等の観点から「男女共同参画条例」の制定と、小規模企業振興条例の制定、 非核平和宣言都市にふさわしい施策を要望

12月定例会



男女共同参画条例の制定について

質問 第5章の計画の推進体制の3点目に新しく「男女共 今年3月、第3次本庄市男女共同参画プランが策定

同参画条例の制定をめざす」、という文言が入ったが、こ

の条例制定の進捗状況を伺う。

ついての考え方を伺いたい。 にあたって男女平等の観点からの選定に留意することに あわせて市役所内での女性管理職の登用や教科書選定

0%) である。 性職員の割合は11・7%(目標H32年度末までに2 〇二二年度まで)には制定をめざしたい。 今は調査研究中であるが、プランの計画期間中(二 課長級以上の女

2、小規模企業振興条例の制定と 住宅リフォーム助成について

員が5人以下)と言う文言も盛り込んでもらいたいが、ど 討状況について詳しく伺いたい。条例には小企業者(従業 という答弁があった小規模企業振興条例の制定の検 昨年の12月議会で、「条例制定については検討す

題のひとつとして研究していきたいということであった また、商店リニューアルの助成創設については「検討課 検討状況はどうなっているのか。

市の考えを明らかにしていただきたい。 ことを考えれば、その理屈は成り立たないと思うのだが 対しての補助であるという考え方を示されるわけだが、 「住まいる応援金」などはその最たるものであろうという 住宅リフォームについてはいつも、個人の財産の形成に

い時期に制定するために中小企業、小規模事業者、経済団客弁 現在、県内で19の市町が条例を制定している。早 をしていければと考えている。 催の予定である。その中で小規模企業を入れることの議論 体、商工団体、労働団体などとの勉強会、意見懇談会も開 「住まいる応援金」は住宅取得の支援ではなく人口減少

対策が目的の施策で、一般的な住宅補助とは一線を画すも 田市、川越市、久喜 市、日高市、熊谷市、 入間市、所沢市、上 尾市、秩父市、春日 部市、行田市、蕨市、 さいたま市、深谷市、 富士見市、宮代町、 ※中小・小規模企業の振 興に関する基本的な理 念と施策の方向を定め た条例と定義した場合 に該当する条例などと して勘定(名称は違いが あります。)

県内の

吉川市

条例制定市町

八潮市、川口市、戸

日本共產党

No. 125 2019年 2月10日(日

発行・日本共産党本庄市議会議員 市議会控室

本庄市本庄3-5-3市役所内

党本庄市委員会 21-2098 柿沼綾子 24 - 3508

生活相談はお気軽に

http://www.jcp-saitamahokubu.jp/

柿沼綾子議員の

3、非核平和宣言都市にふさわしい 取り組みについて

年の懸案である、被ばくアオギリの植樹の実施はいつに

平野上空には、幅約100キロ、長さ300キロにわた り、日米安保条約の下で米軍横田基地が管轄する専用空 の空域にすっぽりとおおわれている。 域(横田エリア)があり、米軍機が飛び、 埼玉上空はこ

定する測定器の設置についてはどうか。 ジに掲載してほしいと思うがいかがか。 また、 騒音を測 と、対応する課の連絡先を本庄市広報、 散らしているが、この騒音の苦情受け付け窓口の開設 本庄市上空に朝夕、夜中関係なく飛行して騒音をまき 及びホームペ

めているが、本庄市長には危険なオスプレイを横田基地 に配備することに対し県西部の首長、県知事などと協力 倍高いCVオスプレイを横田基地に配備する計画を進 今、米軍が、 配備反対を明確にしていただきたいがどうか。 MV22オスプレイより、価格が3・5

|答弁| アオギリについては市役所本庁舎の敷地内に植 樹を進めていく。

を通報する対応をとる。 を確認した場合には防衛省北関東防衛局などにその旨 ついては明らかに市民生活に影響を与えるような被害 苦情窓口は市民生活危機管理課が窓口である。騒音に

ていない。(市長の答弁はありませんでした。 見て検討する。現状では市独自での測定器の設置は考え 広報やホームページへの掲載は問い合わせの状況を

核平和宣言都市」の碑が建立されて8年経過しまし た。念願の被爆アオギリ(広島市)の植樹が実現するこ - 2010年12月に本庄市役所駐車場に「本庄市非

平和の碑建設市民実行委員会

次に、本庄市上空への米軍機飛来について伺う。関東 本市のこれまで施策は高く評価をしているが、永 はっきりとした答弁をいただきたい。

般質問

本庄市議会

憲法九条を変えることに反対する意見書の提出を求める請願を否決

本庄九条の会の請願書

本庄市議会議長田中輝好様

請願者 紹介議員

益生 本条九条の会事務局 田中 綾子

【請願事項】

憲法九条を変えることに反対する意見書を国に提出すること。

【請願の趣旨】

憲法は国のあり方を規定する基本法であり、日本国憲法は国民主権、基本的人権の尊 重、平和主義をうたっています。この憲法は、日本が行った侵略戦争への深い反省に基 づいて制定され、とりわけ第九条は戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否定を世界に 官言した国際公約です。

戦後 70 年、私たちはこの公約を守ってきたおかげで平和と繁栄を享受し、不戦によ る恩恵を世界に示すことによって、九条の意義を証明してきました。軍事技術が飛躍的 に高度化した現在、いったん戦争になればいかに強力な抑止力を有しようとも彼我に甚 大な犠牲者が出ることは明白です。憲法前文にうたう「平和を愛する諸国民の公正と信 義」を信頼する平和外交以上の抑止力はあり得ません。

いま日本は重大な岐路に立っています。九条に3項を加え、自衛隊の存在を明記する 動きが強まっているからです。すでに政府は集団的自衛権容認を閣議決定し、安保関連 法も成立しましたが九条の効力で一定の歯止めがかかりました。安倍首相は3項が加わ っても「何も変わらない」と言いますが、法曹界の原則である「後法優位の原則」 って2項の効力が減殺されることは必至です。2項の縛りがなくなれば、自衛隊は普通 の国の軍隊と同様に「集団的自衛権の行使」という名目で、同盟国アメリカの戦争に現 行よりもっと自由に参加できることになるのです。

本庄市長は非核平和都市宣言において「被爆国である日本国民は広島・長崎の惨禍を 再び繰り返さないように訴えていく責務を自覚しなければならない」と呼びかけていま す。本庄市議会は集団的自衛権行使容認を柱とする安全保障関連 11 法案が国会審議され ていた際、与党が推薦した参考人からも法案の違憲性が指摘されたことを理由に、 保障関連法案の慎重審議を強く求める意見書」を国に提出しました。憲法九条が持つ平 和主義と戦争放棄という貴重な規定を守り広げてこられた本庄市長ならびに市議会の皆さま に深甚の敬意を表するものです。憲法九条が改変され「戦争ができる国」になってしまうという 懸念の広がりに鑑み、地方自治法 99 条に基づいて「憲法九条を変えることに反対することを国 に求める意見書」を提出していただきますよう請願いたします。

日本共産党本庄市議会ニュース No、125 2019年2月10日(日)発行

本庄九条の会の田中益生氏(紹介議員・柿沼綾子) くための条例改正、 回は、障害者施策推進協議会条列の制定、产ぶって1月27日から開催されていた本庄市議会第4回 障害者施策推進協議会条例の制定、子ども医療費無料 本庄市議会12月定例会報告 指定管理者の指定について(旧商業銀行煉瓦倉庫はNPO法人地域環境緑創造交流協会に、 18年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算など、

(1 2 月)

化拡大などの実施にあたりマイナンバー 定例会は12月21日に閉会しました。

の利用を可能にして

いずみ亭は

歴史認識に欠ける支離滅裂な 屁理屈で 請願を否決

すること」を求める請願は、最終日の本会議で反対多数で否決されました。

から提出された、

「憲法九条を変えることに反対する意見書を国に提出

8件が提出され、

賛成多数で可決さ

賛成した議員は日本共産党の柿沼綾子議員の他1

務委員会のなかで、「日本国憲法はGHQに押しつけ 法の改正は国会で議論すべき」等(小暮ちえ子議員) 行使も必要になる場合もある」等(高橋和美議員)、「憲 られた世界最古の憲法であり、武力攻撃に備えた実力 の反対討論があり、全会一致で否決されたと、 総務委員長から報告されました。 市議会最終日の本会議における委員会報告では、総

請願者からひとこと

治体が継続審査としたことを鑑みても は定例市議会において否決されまし 地方自治法に基いて行った首記請 趣旨開陳の機会もなく、 近隣2自

田中益牛

請願採択を求め賛成討論 (要旨) 日本共産党 柿沼綾子市議

で行き詰まりになっている。 会からのもので、 かけようとしたが、 って憲法擁護義務も三権分立の原則も投げ捨てて改憲に拍車を していることに憂慮する人たちからの当然の請願である。 この請願は市内の幅広いかたがたが参加している本庄九条の 首相は国会冒頭で、 結果は逆に野党と国民の怒りを買っただけ 改憲論議は「国会議員の責任」とまで言 首相が先頭に立って、 9条の改憲を公言

されていないにもかかわらず早急な結論づけをしている。 ろが本庄市の委員会での審議は委員それぞれの意見が出し尽く 継続審議にするなどの対応をとって慎重に審議している。 のみなさんの納得が得られないのではないか。 憲法99条には、天皇又は摂政および国務大臣、国会議員、 近隣の議会では同様の請願に対し、 地方議員は非常勤の特別職公務員であることを踏ま 不採択にすることは、 いきなり結論を出さず、 擁護する義務を負